

手配旅行契約

（適用範囲）

第一条 当社が旅行者と間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによりります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によりります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第二条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委任により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすることを等により旅行者の運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることをいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦のみでの旅行をいいます。

3 この約款で「旅行サービス」とは、当社が旅行サービスを手配するため、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料及び取消再料金を除きます。）をいいます。

4 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づき旅行代金等に係る債務又は債務を、当該旅行者又は提携会社が履行するべき日以前に定めた提携会社のカード会員規約に従って決済することによって、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金を第十六条第二項又は第五項で定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。

5 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は衛星通信（以下「電子計 算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続して電気通信回線を通じて送達する方法により行うものをいいます。

6 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づき旅行代金の支払又は戻債務を履行すべき日をいいます。

（手配債務の終了）

第三条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの提供をしたときは、手配旅行契約に基づき当社が債務の履行を終了します。したがって、運賃、休業、条件不適合等の事由により、運送・宿泊機関 等との旅行サービスに係る契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければならないとします。通信契約を締結した場合は、カード利用日又は、当社が運送・泊 機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

（手配代行者）

第四条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行着その他の補助者に代行させることがあります。

（契約の申込み）

第五条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び宛先けしようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金、取送料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

（契約締結の相応）

第六条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

一 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが有効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

二 旅行者が、暴力団員、暴力団関係員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の社会的勢力があると認められるとき。

三 旅行者が、当社に対して暴力の要請行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

四 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業 務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

五 その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第七条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第五条第二項の申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約成立の特例）

第八条 当社は、第五条第一項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

（乗車券及び宿泊券等の特例）

第九条 当社は、第五第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けたことがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（契約書）

第十条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金 その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書を交付しないことがあります。

2 前条本文の契約書を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書に記載することによりります。（情報通信の技術を利用する方法）

第十一条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするとき旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者が使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用に供するもの）に限りません。記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第三章 契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

第十二条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の便宜を図ります。

2 前項の旅行者の申込みより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を受け取り済みの運送・宿泊機関等に支払うべき費用、旅行者の他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更再料金を支払わなければならないとします。当該手配旅行契約の内容 容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

（旅行者による任意解除）

第十三条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対面として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社

所定の取消手数料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければならないとします。

（当社の責に帰すべき事由による解除）

第十四条 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が現にこの提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第三章 旅行代金

（旅行代金）

第十五条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければならないとします。

2 通信契約を締結したときは、当社が、提携会社のカードにより所定の広帯への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が締結した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃、料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することができます。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第二章又は第四章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社、提携会社のカードにより所定の広帯への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第十四条第二項第二号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社が定める期日までに、当社が定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならないとします。（旅行代金の精算）

第十六条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算取扱料金」といいます。）と旅行代金ととして既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行者終了後、欠収及び超過の二項に定めることにより速やかに旅行代金の精算をします。

2 精算旅行代金の支払方法として既に収受した金額を超過するときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならないとします。

3 精算旅行代金の支払方法として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

（契約責任者）

第十七条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十二条第一項の業務は、当該契約責任者との間で行われます。

2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければならないとします。

3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではないとします。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに属しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

（契約成立の特例）

第十八条 当社は、同じ行程を共同で旅行する複数の旅行者がその責任を代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

第十九条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十二条第一項の業務は、当該契約責任者との間で行われます。

2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければならないとします。

3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではないとします。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに属しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

（契約成立の特例）

第二十条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第五条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することができます。

2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社が、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものと、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に（当該書面により）成立するものとします。

（構成者の変更）

第二十一条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に必要な費用は、構成者で帰属するものとします。

（添乗サービス）

第二十二条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することができます。

2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。

3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、八時から二十時までとします。

4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービスを支払わなければならないとします。

第五章 責任（当社の責任）

第二十三条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四十条の規定に基づいて手配を行なったときは（以下「手配旅行者」といいます。）当該責任を負担しより旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して二年以内当該当社及び当社が通知があったときに限ります。

2 旅行者が天災地変、暴乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、空型の命令その他の原因又は当社の手配旅行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日日から起算して、国内旅行であれば十日以内、海外旅行であれば二十一日以内（当社が通知した通知があったとき）限り、旅行者一名につき五万円を限度（当該に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

（旅行者の責任）

第二十四条 旅行者の故意又は過失により当社に損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないとします。

2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利保護その他の手配旅行契約の内容について照察するよう努めなければならないとします。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書に記載された旅行サービスを円滑に享受するため、万一が契約書と異なる旅行サービスが提供されたことを認識したときは、旅行者は、即ちこれを知り得たその旨を当社、 当社の手配旅行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないとします。

第六章 営業保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

第二十五条 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、当社が旅行業法第七十一条の規定に基づいて締結している営業保証金から弁済を受けることができます。

一 名称 Verda 大分県観光協会アクトルプログラム

二 所在地 三重県多度郡白土町吉原 683 番地 1

第七章 非営業保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

第二十六条 当社は、一般社団法人 旅行業協会（東京都 区 町 丁目 番 号）の保証社員となっており、

2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の一般社団法人旅行業協会が提供している非営業保証金から 円に達するまで弁済を受けることができます。

3 当社は、旅行業法第二十二條の十一第一項の規定に基づき、一般社団法人 旅行業協会に非営業保証金分損金を納付しておりますので、同法第七條第一項に基づく営業保証金は供与されておりません。

渡航手続代行契約

（總則）

第一条 当社が旅行者と間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によりります。2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（渡航手続代行契約を締結する旅行者）

第二条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受託型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社が委託している他の旅行者の募集型企画旅行について当社が履行して契約を締結した旅行者をいいます。

（渡航手続代行契約の定義）

第三条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続代行旅行者の旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委任により、次に掲げる業務（以下「業務」といいます。）を行うことを受け契約をいいます。

一 旅券、受取、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続

二 出入国手続書類の作成

三 その他各務に關する業務

（契約成立）

第四条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。

3 当社は、前二項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による渡航手続代行契約の申込みを受け付けたことがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

4 前項は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に代じないことがあります。一 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

二 旅行者が、当社に対して暴力の要請行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

三 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

四 その他当社の業務上の都合があるとき。

五 渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、渡航手続代行旅行者の旅行業務取扱料金を額、その受取の方法、当社の責任その他必要事項を記載した書面を交付します。

6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、渡航手続代行契約の締結に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該旅行代金の精算をします（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供し、旅行者が使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用に供するもの）に限りません。記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（行程保証）

第五条 当社は、受託業務を行うに当たって履行の遅滞をきたらざることをめいとういいます。

（旅行者の義務）

第六条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。

2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行料金の支払を免除するものとします。

一 旅行者が、当社に対して暴力の要請行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

二 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（契約の精算）

第七条 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った渡航手続代行料金を額、その取次を認めることとして、渡航手続代行料金を旅行者に払い戻します。ただし、損害発生の日日から起算して六月以内（当社に対して通知があったとき）に限りります。

3 当社は、渡航手続代行契約において、乗客に旅行者が乗券等を交付するのと及び同乗客の出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当該の責に帰すべき事由によらず、旅行者が乗券等の取得ができず、又は関係国の出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（渡航手続代行料）

第八条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日日から起算して六月以内（当社に対して通知があったとき）に限りります。

2 当社は、渡航手続代行契約において、乗客に旅行者が乗券等を交付するのと及び同乗客の出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当該の責に帰すべき事由によらず、旅行者が乗券等の取得ができず、又は関係国の出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

旅行相談契約

第一条 当社が旅行者と間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところによりります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によりります。2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（旅行相談契約の定義）

第二条 この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委任により、次に掲げる業務を行うことを受け契約をいいます。

一 旅行者が旅行の計画を執事するために必要な手続

二 旅行者の案内や付添

三 旅行者に必要な書類の見直し

四 旅行地及び必要・宿泊機関等に関する情報提供

五 その他旅行者に必要な要及情報提供

（契約成立）

第三条 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、前項の事項を記入した申込書を当社に提出しなければならないとします。

2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。

3 当社は、前二項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けたことがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

4 前項は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に代じないことがあります。一 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

二 旅行者が、当社に対して暴力の要請行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

三 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（相談料）

第四条 当社が第二号に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければならないとします。

（契約の精算）

第五条 当社は、旅行者が第四号第一号から第四号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することができます。

（当社の責任）

第六条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日日から起算して六月以内（当社に対して通知があったとき）に限りります。

2 当社は、旅行相談契約において、乗客に旅行者が乗券等を交付するのと及び同乗客の出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当該の責に帰すべき事由によらず、旅行者が乗券等の取得ができず、又は関係国の出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。